

日 薬 業 発 第 109 号
令 和 6 年 6 月 21 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等については、令和6年3月6日付け日薬業発第469号にてお知らせしたところですが、今般、公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて示されました。

現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、遅くとも令和6年9月請求分の時期までに、請求事務を行うよう求められております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和6年6月20日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて

平素より、感染症対策等に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費については、特例措置として、一定の自己負担を求めつつ、公費支援を継続してきたところですが、この特例措置を本年3月末で終了し、4月から通常の対応に移行しています。その内容については、令和6年3月5日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」により、各都道府県にお知らせしているところです。

公費支援の請求事務については、保険請求（レセプト請求）の枠組みを用いて行っているところですが、この特例措置の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）については、令和5年度限りの交付金であり、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の予算上の対応を各都道府県において実施しました。

つきましては、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、速やかに（遅くとも令和6年9月請求分の時期までに）請求事務を行っていただきますよう、周知方お願い致します。